

2008年9月24日  
株式会社コロナ

## 家庭用ルームエアコンの再商品化料金(家電リサイクル料金) 改定のお知らせ

株式会社コロナ(本社:新潟県三条市 社長:内田 力)は、特定家庭用機器再商品化法(以下、家電リサイクル法)第二十条(料金の公表等)に基づき、家庭用ルームエアコンの再商品化等に必要となる行為に関する再商品化料金(以下、家電リサイクル料金)を、2008年11月1日から改定いたします。

### 【家電リサイクル料金改定の内容】

品目	改定料金(税込)	現行料金(税込)	改定日
家庭用ルームエアコン	2,625円	3,150円	2008年11月1日

注1. 2008年11月1日以降に、指定引取場所で引き取られた廃棄物が改定料金の対象となります。

注2. 上記料金の他に、小売業者、市町村の収集運搬料金が必要です。

### 【家電リサイクル料金改定の背景】

2001年4月から施行された家電リサイクル法は2008年3月で7年が経過し、対象4品目(ルームエアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機)の2007年度における再商品化処理台数は全製造業者合計で1,200万台に達するなど、資源の有効活用も着実に進んでおります。

こうした中、2008年2月に取りまとめられた「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書(産業構造審議会と中央環境審議会の合同会合)」では、メーカーに対して消費者の適正排出を促進するために家電リサイクル料金の低減等が必要であると提言されております。

以上のような背景から、当社は消費者の適正排出がより一層促進されるように、家庭用ルームエアコンの家電リサイクル料金を改定することにいたしました。

株式会社コロナは、今後ともリサイクル等の環境に配慮した商品づくりに取り組んでまいります。

以上

本件についてのお問い合わせは下記へお願いいたします。

株式会社コロナ 広報室 <http://www.corona.co.jp>

〒955-8510 新潟県三条市東新保7番7号 TEL:0256-32-2111 E-mail: [info@hode01.corona.co.jp](mailto:info@hode01.corona.co.jp)